

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件名 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所等 5 施設で使用する
電気需給契約（低圧）
- (2) 需給場所 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所
新潟市中央区川岸町 1 丁目 4 9 番地 3
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2 仕 様

(1) 供給電気方式等

需要区分	電灯	動力
契約種別	従量電灯 C	低圧電力
供給電気方式	交流単相 3 線式 100V	交流三相 3 線式 200V
供給電圧（標準電圧）	100V	200V
計量電圧（標準電圧）	100V	200V
標準周波数	5 0 H z	5 0 H z
蓄熱式負荷施設の有無	無	無
予定契約電力等	3 2 kVA	7 kW
予定使用電力量 ※	2 5 , 4 0 0 kWh	4 , 3 0 0 kWh

(※ 月別の予定使用電力量は別紙 1 のとおり。)

(2) 使用期間

令和 9 年 1 月 1 日 0 : 0 0 から令和 9 年 1 2 月 3 1 日 2 4 : 0 0 まで

(3) 電力量等の検針

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針
- ③ 電力量計構成 : スマートメーター
従量電灯 普通電力量計（三菱電機株式会社）
型番 M 6 N M - T L 形
低 圧 普通電力量計（東北計器工業株式会社）
型番 H 3 M A - T L r 形

検針結果は毎月通知するものとする。

(4) 需給地点

北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所に施設した電気設備との接続点。

(5) 電気工作物の財産分界点

上記需給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

上記需給地点に同じ。

(7) 電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次に掲げる方法により行うものとする。

①-1 基本料金

契約電力に対する基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を0円とみなして算定するものとする。

①-2 電力量料金

月ごとに当該契約ごとの電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①-3 燃料費等調整額

受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。なお、燃料費等調整額が設定されていない場合は、当該燃料費等調整額を0円とみなして算定するものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。

なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①-4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第2位までの設定をすることができる。

③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

(8) 入札金額算出方法

入札書に記載する金額は、上記(7)①-1、①-2、①-3及び②に掲げる方法により算定した単価に、当局が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量（仕様書別紙1）に基づき算出した各月の対価の需給期間に対する総価を入札書に記載すること。（入札書の作成及び提出については入札説明書4（1）のとおり）

① 燃料費等調整単価の反映は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は、算定諸元が公表されていることとし、入札時に算定諸元を提出すること。各種単価の算定期間は発注者が指定する期間で算出すること。

② 燃料費等調整単価を設定する場合、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する

燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。

なお受注者が独自に定める公開された算定諸元を用いる場合は本入札において指定する貿易統計、エリアプライス、30分値を使用して燃料費等調整費を算出すること。

また、算定諸元に記載された各種係数について契約期間内は変更がないものとする。

- ③ 容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。
- ④ 本入札において、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

(9) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて

1) 主な環境関係法令の遵守

受注者（受託者）は、物品・役務（委託事業を含む）の提供に当たり、関連する環境関連法令を遵守するものとする。

- ① エネルギーの節減
 - ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ② 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
- ③ 環境関係法令の遵守等
 - ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・ 環境影響評価法（平成9年法律第81号）
 - ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者（受託者）は物品（役務）の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどり食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

(10) その他

- ① 力率は使用期間中100%を保持する予定。
- ② 非常用自家発電設備や太陽光発電設備は有していない。

- ③ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- ④ 受注者は、電力供給事業者の変更（既存契約の解約手続きを含む。）等、電気供給に必要なすべての手続を行うものとし、それによって生じる一切の費用を受注者が負担するものとする。
- ⑤ 再生可能エネルギー比率50%以上の電力調達を実施すること。
- ⑥ 再生可能エネルギーの定義は、以下のとおりである。

供給先に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が50%を満たすこと。また、その環境価値について、北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所（以下「甲」という。）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

＊参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

[https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/RE100%20technical%20criteria%20+%20appendices%20\(15%20April%202025\).pdf?hsLang=en](https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/RE100%20technical%20criteria%20+%20appendices%20(15%20April%202025).pdf?hsLang=en)

- ⑦ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整額、市場価格調整額及び電気事業者による再エネ賦課金については、契約供給事業者の約款の定めによるものとする。
- ⑧ 契約容量の単位は、1kVAとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。
- ⑨ 契約電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。
- ⑩ 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。
- ⑪ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
- ⑫ 再生可能エネルギー電気の確認資料として、電力供給者（以下「乙」という。）は、契約年度における電力供給終了後の令和10年1月31日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率を確認できる資料として、別添2別紙4特定電源割当証明書を甲に送付すること。
また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写し等の証明書類を別添2別紙4特定電源割当証明書提出後に甲乙協議により定めた期間内に提出すること。
なお、提出された証書の写し等の証明書類に記載されている情報が⑥再生可能エネルギーの定義を満たしていない場合、乙は、⑥再生可能エネルギーの定義を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。
- ⑬ 障害等が発生した場合は、迅速に対処できる体制を有すること。
- ⑭ その他この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

月別の予定使用電力量（信濃川水系土地改良調査管理事務所）

ア 電灯

年 月	電力量(kWh)
令和9年1月	2,200
令和9年2月	2,200
令和9年3月	2,300
令和9年4月	2,000
令和9年5月	2,100
令和9年6月	2,100
令和9年7月	2,000
令和9年8月	2,100
令和9年9月	2,100
令和9年10月	2,000
令和9年11月	2,100
令和9年12月	2,200
合 計	25,400

イ 動力

年 月	電力量(kWh)
令和9年1月	500
令和9年2月	600
令和9年3月	400
令和9年4月	200
令和9年5月	100
令和9年6月	200
令和9年7月	500
令和9年8月	500
令和9年9月	300
令和9年10月	200
令和9年11月	300
令和9年12月	500
合 計	4,300

ウ 直近の検針日(参考)

月	検針日
1月	R8.1.5
2月	R8.2.2
3月	R8.3.3
4月	R8.4.3
5月	R8.5.7
6月	R7.6.3
7月	R7.7.3
8月	R7.8.4
9月	R7.9.2
10月	R7.10.2
11月	R7.11.4
12月	R7.12.2

※使用電力量は過去3年間使用実績の平均値

※なお、予定使用電力量は、見込みであり、最低数量を保証するものではない。

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件名 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所等 5 施設で使用する
電気需給契約（低圧）
- (2) 需給場所 北陸農政局新川流域農業水利事業所
新潟市西蒲区巻甲 5 4 8 8 番地
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2 仕 様

(1) 供給電気方式等

需要区分	電灯	動力
契約種別	従量電灯 C	低圧電力
供給電気方式	交流単相 3 線式 100/200V	交流三相 3 線式 200V
供給電圧（標準電圧）	100V	200V
計量電圧（標準電圧）	100/200V	200V
標準周波数	5 0 H z	5 0 H z
蓄熱式負荷施設の有無	無	無
予定契約電力等	3 0 kVA	1 2 kW
予定使用電力量 ※	2 5 , 8 0 0 kWh	5 , 3 0 0 kWh

(※ 月別の予定使用電力量は別紙 1 のとおり。)

(2) 使用期間

令和 9 年 1 月 1 日 0 : 0 0 から令和 9 年 1 2 月 3 1 日 2 4 : 0 0 まで

(3) 電力量等の検針

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針
- ③ 電力量計構成 : スマートメーター
従量電灯 普通電力量計（東北計器工業株式会社）
型番 H 2 P A - T L 形
低 圧 普通電力量計（三菱電機株式会社）
型番 M 6 F M - T L r 形

検針結果は毎月通知するものとする。

(4) 需給地点

北陸農政局新川流域農業水利事業所に施設した電気設備との接続点。

(5) 電気工作物の財産分界点

上記需給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

上記需給地点に同じ。

(7) 電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次に掲げる方法により行うものとする。

①-1 基本料金

契約電力に対する基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を0円とみなして算定するものとする。

①-2 電力量料金

月ごとに当該契約ごとの電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①-3 燃料費等調整額

受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。なお、燃料費等調整額が設定されていない場合は、当該燃料費等調整額を0円とみなして算定するものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。

なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①-4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第2位までの設定をすることができる。

③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

(8) 入札金額算出方法

入札書に記載する金額は、上記(7)①-1、①-2、①-3及び②に掲げる方法により算定した単価に、当局が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量（仕様書別紙1）に基づき算出した各月の対価の需給期間に対する総価を入札書に記載すること。（入札書の作成及び提出については入札説明書4（1）のとおり）

① 燃料費等調整単価の反映は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は、算定諸元が公表されていることとし、入札時に算定諸元を提出すること。各種単価の算定期間は発注者が指定する期間で算出すること。

② 燃料費等調整単価を設定する場合、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する

燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。

なお受注者が独自に定める公開された算定諸元を用いる場合は本入札において指定する貿易統計、エリアプライス、30分値を使用して燃料費等調整費を算出すること。

また、算定諸元に記載された各種係数について契約期間内は変更がないものとする。

- ③ 容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。
- ④ 本入札において、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

(9) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて

1) 主な環境関係法令の遵守

受注者（受託者）は、物品・役務（委託事業を含む）の提供に当たり、関連する環境関連法令を遵守するものとする。

- ① エネルギーの節減
 - ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ② 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
- ③ 環境関係法令の遵守等
 - ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・ 環境影響評価法（平成9年法律第81号）
 - ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者（受託者）は物品（役務）の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどり食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

(10) その他

- ① 力率は使用期間中100%を保持する予定。
- ② 非常用自家発電設備や太陽光発電設備は有していない。

- ③ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- ④ 受注者は、電力供給事業者の変更（既存契約の解約手続きを含む。）等、電気供給に必要なすべての手続を行うものとし、それによって生じる一切の費用を受注者が負担するものとする。
- ⑤ 再生可能エネルギー比率50%以上の電力調達を実施すること。
- ⑥ 再生可能エネルギーの定義は、以下のとおりである。

供給先に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が50%を満たすこと。また、その環境価値について、北陸農政局新川流域農業水利事業所（以下「甲」という。）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

＊参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

[https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/RE100%20technical%20criteria%20+%20appendices%20\(15%20April%202025\).pdf?hsLang=en](https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/RE100%20technical%20criteria%20+%20appendices%20(15%20April%202025).pdf?hsLang=en)

- ⑦ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整額、市場価格調整額及び電気事業者による再エネ賦課金については、契約供給事業者の約款の定めによるものとする。
- ⑧ 契約容量の単位は、1kVAとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。
- ⑨ 契約電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。
- ⑩ 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。
- ⑪ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
- ⑫ 再生可能エネルギー電気の確認資料として、電力供給者（以下「乙」という。）は、契約年度における電力供給終了後の令和10年1月31日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率を確認できる資料として、別添2別紙4特定電源割当証明書を甲に送付すること。
また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写し等の証明書類を別添2別紙4特定電源割当証明書提出後に甲乙協議により定めた期間内に提出すること。
なお、提出された証書の写し等の証明書類に記載されている情報が⑥再生可能エネルギーの定義を満たしていない場合、乙は、⑥再生可能エネルギーの定義を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。
- ⑬ 障害等が発生した場合は、迅速に対処できる体制を有すること。
- ⑭ その他この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

月別の予定使用電力量（新川流域農業水利事業所）

ア 電灯

年 月	電力量(kWh)
令和9年1月	2,300
令和9年2月	2,400
令和9年3月	2,100
令和9年4月	2,200
令和9年5月	2,100
令和9年6月	2,000
令和9年7月	2,200
令和9年8月	2,200
令和9年9月	2,000
令和9年10月	2,000
令和9年11月	2,100
令和9年12月	2,200
合 計	25,800

イ 動力

年 月	電力量(kWh)
令和9年1月	600
令和9年2月	700
令和9年3月	600
令和9年4月	500
令和9年5月	200
令和9年6月	100
令和9年7月	400
令和9年8月	600
令和9年9月	600
令和9年10月	300
令和9年11月	200
令和9年12月	500
合 計	5,300

ウ 直近の検針日(参考)

月	検針日
1月	R8.1.13
2月	R8.2.10
3月	R8.3.11
4月	R8.4.13
5月	R7.5.14
6月	R7.6.11
7月	R7.7.11
8月	R7.8.13
9月	R7.9.10
10月	R7.10.10
11月	R7.11.11
12月	R7.12.10

※使用電力量は過去3年間使用実績の平均値

※なお、予定使用電力量は、見込みであり、最低数量を保証するものではない。

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件名 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所等 5 施設で使用する
電気需給契約（低圧）
- (2) 需給場所 北陸農政局新津郷用水農業水利事業所
新潟市秋葉区川口 5 7 8 番地 1 3
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2 仕 様

(1) 供給電気方式等

需要区分	電灯	動力
契約種別	従量電灯 C	低圧電力
供給電気方式	交流単相 3 線式 100V	交流三相 3 線式 200V
供給電圧（標準電圧）	100V	200V
計量電圧（標準電圧）	100V	200V
標準周波数	5 0 H z	5 0 H z
蓄熱式負荷施設の有無	無	無
予定契約電力等	1 0 kVA	8 kW
予定使用電力量 ※	9, 9 0 0 kWh	3, 9 0 0 kWh

(※ 月別の予定使用電力量は別紙 1 のとおり。)

(2) 使用期間

令和 9 年 1 月 1 日 0 : 0 0 から令和 9 年 1 2 月 3 1 日 2 4 : 0 0 まで

(3) 電力量等の検針

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針
- ③ 電力量計構成 : スマートメーター
従量電灯 普通電力量計（富士電機メーター株式会社）
型番 F 6 G F - T L 形
低 圧 普通電力量計（東北計器工業株式会社）
型番 H 3 P A - T L r 形

検針結果は毎月通知するものとする。

(4) 需給地点

北陸農政局新津郷用水農業水利事業所に施設した電気設備との接続点。

(5) 電気工作物の財産分界点

上記需給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

上記需給地点に同じ。

(7) 電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次に掲げる方法により行うものとする。

①-1 基本料金

契約電力に対する基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を0円とみなして算定するものとする。

①-2 電力量料金

月ごとに当該契約ごとの電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①-3 燃料費等調整額

受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。なお、燃料費等調整額が設定されていない場合は、当該燃料費等調整額を0円とみなして算定するものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。

なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①-4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第2位までの設定をすることができる。

③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

(8) 入札金額算出方法

入札書に記載する金額は、上記(7)①-1、①-2、①-3及び②に掲げる方法により算定した単価に、当局が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量（仕様書別紙1）に基づき算出した各月の対価の需給期間に対する総価を入札書に記載すること。（入札書の作成及び提出については入札説明書4（1）のとおり）

① 燃料費等調整単価の反映は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は、算定諸元が公表されていることとし、入札時に算定諸元を提出すること。各種単価の算定期間は発注者が指定する期間で算出すること。

② 燃料費等調整単価を設定する場合、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する

燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。

なお受注者が独自に定める公開された算定諸元を用いる場合は本入札において指定する貿易統計、エリアプライス、30分値を使用して燃料費等調整費を算出すること。

また、算定諸元に記載された各種係数について契約期間内は変更がないものとする。

- ③ 容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。
- ④ 本入札において、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

(9) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて

1) 主な環境関係法令の遵守

受注者（受託者）は、物品・役務（委託事業を含む）の提供に当たり、関連する環境関連法令を遵守するものとする。

- ① エネルギーの節減
 - ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ② 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
- ③ 環境関係法令の遵守等
 - ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・ 環境影響評価法（平成9年法律第81号）
 - ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者（受託者）は物品（役務）の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどり食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

(10) その他

- ① 力率は使用期間中100%を保持する予定。
- ② 非常用自家発電設備や太陽光発電設備は有していない。

- ③ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- ④ 受注者は、電力供給事業者の変更（既存契約の解約手続きを含む。）等、電気供給に必要なすべての手続を行うものとし、それによって生じる一切の費用を受注者が負担するものとする。
- ⑤ 再生可能エネルギー比率50%以上の電力調達を実施すること。
- ⑥ 再生可能エネルギーの定義は、以下のとおりである。

供給先に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が50%を満たすこと。また、その環境価値について、北陸農政局新津郷用水農業水利事業所（以下「甲」という。）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

＊参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

[https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/RE100%20technical%20criteria%20+%20appendices%20\(15%20April%202025\).pdf?hsLang=en](https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/RE100%20technical%20criteria%20+%20appendices%20(15%20April%202025).pdf?hsLang=en)

- ⑦ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整額、市場価格調整額及び電気事業者による再エネ賦課金については、契約供給事業者の約款の定めによるものとする。
- ⑧ 契約容量の単位は、1kVAとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。
- ⑨ 契約電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。
- ⑩ 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。
- ⑪ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
- ⑫ 再生可能エネルギー電気の確認資料として、電力供給者（以下「乙」という。）は、契約年度における電力供給終了後の令和10年1月31日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率を確認できる資料として、別添2別紙4特定電源割当証明書を甲に送付すること。
また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写し等の証明書類を別添2別紙4特定電源割当証明書提出後に甲乙協議により定めた期間内に提出すること。
なお、提出された証書の写し等の証明書類に記載されている情報が⑥再生可能エネルギーの定義を満たしていない場合、乙は、⑥再生可能エネルギーの定義を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。
- ⑬ 障害等が発生した場合は、迅速に対処できる体制を有すること。
- ⑭ その他この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

月別の予定使用電力量（新津郷用水農業水利事業所）

ア 電灯

年 月	電力量(kWh)
令和9年1月	1,000
令和9年2月	1,000
令和9年3月	1,000
令和9年4月	800
令和9年5月	700
令和9年6月	700
令和9年7月	700
令和9年8月	800
令和9年9月	800
令和9年10月	700
令和9年11月	800
令和9年12月	900
合 計	9,900

イ 動力

年 月	電力量(kWh)
令和9年1月	400
令和9年2月	400
令和9年3月	400
令和9年4月	200
令和9年5月	100
令和9年6月	100
令和9年7月	400
令和9年8月	700
令和9年9月	500
令和9年10月	100
令和9年11月	200
令和9年12月	400
合 計	3,900

ウ 直近の検針日(参考)

月	検針日
1月	R8.1.23
2月	R8.2.20
3月	R8.3.24
4月	R8.4.23
5月	R7.5.26
6月	R7.6.23
7月	R7.7.24
8月	R7.8.25
9月	R7.9.24
10月	R7.10.23
11月	R7.11.21
12月	R7.12.22

※使用電力量は過去3年間使用実績の平均値

※なお、予定使用電力量は、見込みであり、最低数量を保証するものではない。

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件名 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所等 5 施設で使用する
電気需給契約（低圧）
- (2) 需給場所 北陸農政局笹ヶ峰二期農地保全事業所
新潟県妙高市朝日町 1 丁目 1 0 番 3 号
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2 仕 様

(1) 供給電気方式等

① 北陸農政局笹ヶ峰二期農地保全事業所（庁舎）

需要区分	電灯	動力
契約種別	従量電灯 C	低圧電力
供給電気方式	交流単相 3 線式 100/200V	交流三相 3 線式 200V
供給電圧（標準電圧）	100/200V	200V
計量電圧（標準電圧）	100/200V	200V
標準周波数	5 0 H z	5 0 H z
蓄熱式負荷施設の有無	無	無
予定契約電力等	2 0 kVA	1 5 kW
予定使用電力量 ※	9, 1 0 0 kWh	6, 9 0 0 kWh

(※ 月別の予定使用電力量は別紙 1 のとおり。)

② 北陸農政局笹ヶ峰二期農地保全事業所（会議室）

需要区分	電灯	動力
契約種別	従量電灯 C	低圧電力
供給電気方式	交流単相 3 線式 100/200V	交流三相 3 線式 200V
供給電圧（標準電圧）	100/200V	200V
計量電圧（標準電圧）	100/200V	200V
標準周波数	5 0 H z	5 0 H z
蓄熱式負荷施設の有無	無	無
予定契約電力等	1 0 kVA	2 kW
予定使用電力量 ※	5 4 0 kWh	3 4 0 kWh

(※ 月別の予定使用電力量は別紙 1 のとおり。)

(2) 使用期間

令和 9 年 1 月 1 日 0 : 0 0 から令和 9 年 1 2 月 3 1 日 2 4 : 0 0 まで

(3) 電力量等の検針

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針
- ③ 電力量計構成 : スマートメーター

庁舎

従量電灯 普通電力量計 (東北計器工業株式会社)

型番 H 2 R A - T L 形

低 圧 普通電力量計 (株式会社東芝)

型番 S 4 3 S - T L r 形

会議室

従量電灯 普通電力量計 (富士電機メーター株式会社)

型番 F 6 G F - T L 形

低 圧 普通電力量計 (富士電機メーター株式会社)

型番 F 7 G F - T L r 形

毎月の検針結果を料金の請求前に通知するものとする。

(4) 需給地点

北陸農政局笹ヶ峰二期農地保全事業所に施設した電気設備との接続点。

(5) 電気工作物の財産分界点

上記需給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

上記需給地点に同じ。

(7) 電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次に掲げる方法により行うものとする。

①-1 基本料金

契約電力に対する基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を0円とみなして算定するものとする。

①-2 電力量料金

月ごとに当該契約ごとの電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①-3 燃料費等調整額

受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。なお、燃料費等調整額が設定されていない場合は、当該燃料費等調整額を0円とみなして算定するものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。

なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①－４ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 2 位までの設定をすることができる。

③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

（８）入札金額算出方法

入札書に記載する金額は、上記（７）①－１、①－２、①－３及び②に掲げる方法により算定した単価に、当局が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量（仕様書別紙 1）に基づき算出した各月の対価の需給期間に対する総価を入札書に記載すること。（入札書の作成及び提出については入札説明書 4（１）のとおり）

① 燃料費等調整単価の反映は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は、算定諸元が公表されていることとし、入札時に算定諸元を提出すること。各種単価の算定期間は発注者が指定する期間で算出すること。

② 燃料費等調整単価を設定する場合、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。

なお受注者が独自に定める公開された算定諸元を用いる場合は本入札において指定する貿易統計、エリアプライス、30 分値を使用して燃料費等調整費を算出すること。

また、算定諸元に記載された各種係数について契約期間内は変更がないものとする。

③ 容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。

④ 本入札において、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

（９）環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて

１）主な環境関係法令の遵守

受注者（受託者）は、物品・役務（委託事業を含む）の提供に当たり、関連する環境関連法令を遵守するものとする。

① エネルギーの節減

- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

② 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）

③ 環境関係法令の遵守等

- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者（受託者）は物品（役務）の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどり食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

(10) その他

- ① 力率は使用期間中 100% を保持する予定。
- ② 非常用自家発電設備や太陽光発電設備は有していない。
- ③ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- ④ 受注者は、電力供給事業者の変更（既存契約の解約手続きを含む。）等、電気供給に必要なすべての手続を行うものとし、それによって生じる一切の費用を受注者が負担するものとする。
- ⑤ 再生可能エネルギー比率 50% 以上の電力調達を実施すること。
- ⑥ 再生可能エネルギーの定義は、以下のとおりである。

供給先に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が 50% を満たすこと。また、その環境価値について、北陸農政局笹ヶ峰二期農地保全事業所（以下「甲」という。）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

※参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

[https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/RE100%20technical%20criteria%20+%20appendices%20\(15%20April%202025\).pdf?hsLang=en](https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/RE100%20technical%20criteria%20+%20appendices%20(15%20April%202025).pdf?hsLang=en)

- ⑦ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整額、市場価格調整額及び電気事業者による再エネ賦課金については、契約供給事業者の約款の定めによるものとする。
- ⑧ 契約容量の単位は、1 kVA とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入とする。
- ⑨ 契約電力の単位は、1 kW とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入とする。
- ⑩ 使用電力量の単位は、1 kWh とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入とする。
- ⑪ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てる。
- ⑫ 再生可能エネルギー電気の確認資料として、電力供給者（以下「乙」という。）は、契約年

度における電力供給終了後の令和10年1月31日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率を確認できる資料として、別添2別紙4特定電源割当証明書を甲に送付すること。

また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写し等の証明書類を別添2別紙4特定電源割当証明書提出後に甲乙協議により定めた期間内に提出すること。

なお、提出された証書の写し等の証明書類に記載されている情報が⑥再生可能エネルギーの定義を満たしていない場合、乙は、⑥再生可能エネルギーの定義を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。

⑬ 障害等が発生した場合は、迅速に対処できる体制を有すること。

⑭ その他この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

月別の予定使用電力量（笹ヶ峰二期農地保全事業所）

ア 電灯 庁舎

年 月	電力量(kWh)
令和9年1月	600
令和9年2月	700
令和9年3月	700
令和9年4月	800
令和9年5月	800
令和9年6月	700
令和9年7月	800
令和9年8月	800
令和9年9月	800
令和9年10月	800
令和9年11月	800
令和9年12月	800
合 計	9,100

イ 動力 庁舎

年 月	電力量(kWh)
令和9年1月	700
令和9年2月	1,100
令和9年3月	1,000
令和9年4月	900
令和9年5月	400
令和9年6月	100
令和9年7月	300
令和9年8月	500
令和9年9月	700
令和9年10月	300
令和9年11月	200
令和9年12月	700
合 計	6,900

オ 直近の検針日(参考)

月	検針日
1月	R8.1.7
2月	R8.2.4
3月	R8.3.5
4月	R8.4.7
5月	R7.5.8
6月	R7.6.5
7月	R7.7.7
8月	R7.8.6
9月	R7.9.4
10月	R7.10.6
11月	R7.11.6
12月	R7.12.4

ウ 電灯 会議室

年 月	電力量(kWh)
令和9年1月	40
令和9年2月	40
令和9年3月	40
令和9年4月	50
令和9年5月	30
令和9年6月	50
令和9年7月	40
令和9年8月	40
令和9年9月	50
令和9年10月	50
令和9年11月	60
令和9年12月	50
合 計	540

エ 動力 会議室

年 月	電力量(kWh)
令和9年1月	40
令和9年2月	40
令和9年3月	50
令和9年4月	40
令和9年5月	20
令和9年6月	20
令和9年7月	20
令和9年8月	20
令和9年9月	20
令和9年10月	20
令和9年11月	20
令和9年12月	30
合 計	340

※使用電力量は過去3年間使用実績の平均値

※なお、予定使用電力量は、見込みであり、最低数量を保証するものではない。

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件名 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所等 5 施設で使用する
電気需給契約（低圧）
- (2) 需給場所 北陸農政局阿賀野川農業水利事業所
新潟県五泉市駅前 1 丁目 1 番 3 2 号
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2 仕 様

(1) 供給電気方式等

需要区分	電灯	動力
契約種別	従量電灯 C	低圧電力
供給電気方式	交流単相 3 線式 100/200V	交流三相 3 線式 200V
供給電圧（標準電圧）	100V	200V
計量電圧（標準電圧）	100/200V	200V
標準周波数	5 0 H z	5 0 H z
蓄熱式負荷施設の有無	無	無
予定契約電力等	1 5 kVA	3 0 kW
予定使用電力量 ※	1 2 , 0 0 0 kWh	3 , 6 0 0 kWh

(※ 月別の予定使用電力量は別紙 1 のとおり。)

(2) 使用期間

令和 9 年 1 月 1 日 0 : 0 0 から令和 9 年 1 2 月 3 1 日 2 4 : 0 0 まで

(3) 電力量等の検針

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針
- ③ 電力量計構成 : スマートメーター
従量電灯 普通電力量計（富士電機メーター株式会社）
型番 M 6 G F - T L 形
低 圧 普通電力量計（富士電機メーター株式会社）
型番 F 7 G F - T L r 形

検針結果は毎月通知するものとする。

(4) 需給地点

北陸農政局阿賀野川農業水利事業所に施設した電気設備との接続点。

(5) 電気工作物の財産分界点

上記需給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

上記需給地点に同じ。

(7) 電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次に掲げる方法により行うものとする。

①-1 基本料金

契約電力に対する基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を0円とみなして算定するものとする。

①-2 電力量料金

月ごとに当該契約ごとの電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①-3 燃料費等調整額

受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。なお、燃料費等調整額が設定されていない場合は、当該燃料費等調整額を0円とみなして算定するものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。

なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①-4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第2位までの設定をすることができる。

③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

(8) 入札金額算出方法

入札書に記載する金額は、上記(7)①-1、①-2、①-3及び②に掲げる方法により算定した単価に、当局が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量（仕様書別紙1）に基づき算出した各月の対価の需給期間に対する総価を入札書に記載すること。（入札書の作成及び提出については入札説明書4（1）のとおり）

① 燃料費等調整単価の反映は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は、算定諸元が公表されていることとし、入札時に算定諸元を提出すること。各種単価の算定期間は発注者が指定する期間で算出すること。

② 燃料費等調整単価を設定する場合、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する

燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。

なお受注者が独自に定める公開された算定諸元を用いる場合は本入札において指定する貿易統計、エリアプライス、30分値を使用して燃料費等調整費を算出すること。

また、算定諸元に記載された各種係数について契約期間内は変更がないものとする。

- ③ 容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。
- ④ 本入札において、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

(9) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて

1) 主な環境関係法令の遵守

受注者（受託者）は、物品・役務（委託事業を含む）の提供に当たり、関連する環境関連法令を遵守するものとする。

① エネルギーの節減

- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

② 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

③ 環境関係法令の遵守等

- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者（受託者）は物品（役務）の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどり食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

(10) その他

- ① 力率は使用期間中100%を保持する予定。
- ② 非常用自家発電設備や太陽光発電設備は有していない。

- ③ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- ④ 受注者は、電力供給事業者の変更（既存契約の解約手続きを含む。）等、電気供給に必要なすべての手続を行うものとし、それによって生じる一切の費用を受注者が負担するものとする。
- ⑤ 再生可能エネルギー比率50%以上の電力調達を実施すること。
- ⑥ 再生可能エネルギーの定義は、以下のとおりである。

供給先に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が50%を満たすこと。また、その環境価値について、北陸農政局阿賀野川農業水利事業所（以下「甲」という。）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

＊参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

[https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/RE100%20technical%20criteria%20+%20appendices%20\(15%20April%202025\).pdf?hsLang=en](https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/RE100%20technical%20criteria%20+%20appendices%20(15%20April%202025).pdf?hsLang=en)

- ⑦ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整額、市場価格調整額及び電気事業者による再エネ賦課金については、契約供給事業者の約款の定めによるものとする。
- ⑧ 契約容量の単位は、1kVAとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。
- ⑨ 契約電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。
- ⑩ 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。
- ⑪ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
- ⑫ 再生可能エネルギー電気の確認資料として、電力供給者（以下「乙」という。）は、契約年度における電力供給終了後の令和10年1月31日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率を確認できる資料として、別添2別紙4特定電源割当証明書を甲に送付すること。
また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写し等の証明書類を別添2別紙4特定電源割当証明書提出後に甲乙協議により定めた期間内に提出すること。
なお、提出された証書の写し等の証明書類に記載されている情報が⑥再生可能エネルギーの定義を満たしていない場合、乙は、⑥再生可能エネルギーの定義を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。
- ⑬ 障害等が発生した場合は、迅速に対処できる体制を有すること。
- ⑭ その他この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

月別の予定使用電力量（阿賀野川農業水利事業所）

ア 電灯

年 月	電力量(kWh)
令和9年1月	1,000
令和9年2月	1,000
令和9年3月	1,000
令和9年4月	1,000
令和9年5月	1,000
令和9年6月	1,000
令和9年7月	1,000
令和9年8月	1,000
令和9年9月	1,000
令和9年10月	1,000
令和9年11月	1,000
令和9年12月	1,000
合 計	12,000

イ 動力

年 月	電力量(kWh)
令和9年1月	300
令和9年2月	300
令和9年3月	300
令和9年4月	300
令和9年5月	300
令和9年6月	300
令和9年7月	300
令和9年8月	300
令和9年9月	300
令和9年10月	300
令和9年11月	300
令和9年12月	300
合 計	3,600

ウ 直近の検針日(参考)

月	検針日
1月	—
2月	—
3月	—
4月	R8.5.11
5月	—
6月	—
7月	—
8月	—
9月	—
10月	—
11月	—
12月	—

※令和8年4月1日から電気の使用を開始しているため、予定使用電力量については4月分実績をもとに算定している。

※なお、予定使用電力量は、見込みであり、最低数量を保証するものではない。